

休日の死亡届について(ご確認ください)

土日祝祭日や年末年始などで役場が閉まっているときの届出についてお知らせします。

《死亡届》

届出期間・・・死亡の事実を知った日から7日以内

休日に死亡届を出される場合は、来庁する前に必ず役場（79-2111）へご連絡ください。連絡を受けた担当職員が対応いたします。

また、死亡届の受理と同時に火葬の許可申請もしていただきますので、あらかじめ火葬日時の予定（死亡時刻から24時間経過後の時刻）をご親族でご相談のうえ、おいでください。火葬が可能な時間は午前9時～午後3時までです。

※届出日の翌日に火葬を希望される場合は、午前8時30分～午後3時までに届出をしてください。午後3時以降に死亡届を出された場合は、その翌日の火葬はできませんのでご了承ください。

※原則として、届出をしたその当日の火葬はできません。

死亡届に必要なもの・・・1. 医師による死亡診断書の添付された死亡届書

2. 届出人（死亡者の親族など）の印鑑

（注）届出人以外の方が届書を持参してもかまいません。

※届出の記載が済んだ戸籍謄抄本がすぐに必要なときは、電話で記載が済んでいるかを確認してください。

【お問い合わせ先】 藤里町役場 町民生活課（戸籍担当）79-2113（内線139）

平成22年4月から

肝臓機能障害による 身体障害者手帳が交付されます。

対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

手続き

申請書、診断書、写真（たて4cm×横3cm）をお住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。
※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りです。

詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、お住まいの市町村の担当窓口か、以下へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- | | | |
|--------------|-----------------|---------------|
| ○制度及び指定医について | 秋田県健康福祉部障害福祉課 | ☎018-860-1331 |
| ○身体障害者手帳について | 秋田県福祉相談センター | ☎018-831-2301 |
| | 藤里町役場町民生活課健康福祉係 | ☎79-2113 |